

市第29号議案 動物園及び公園の指定管理者の指定について

横浜市立動物園につきましては、(財)横浜市緑の協会が指定管理者として管理運営を行っていますが、平成23年3月31日をもって指定管理期間が満了します。

次期指定管理候補者については、

- ・同協会が、希少動物の高度な飼育技術の専門性を有すること
- ・飼育や繁殖等の継続性・安定性を確保する必要があること
- ・ズーラシアアフリカサバンナゾーン・金沢動物園再生(エコ森)事業の推進に同協会の協力が必要であること

などの事情から、「横浜市の公園又は公園施設の指定管理者委員会」の審査を経て、引き続き、(財)横浜市緑の協会を選定いたしました。

※横浜市動物園条例第3条の2第2項

「市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。」

1 指定管理候補者選定概要

(1) 指定管理候補者の名称・所在地

名称：財団法人 横浜市緑の協会

所在地：横浜市中区吉田町65

(2) 対象動物園等

ア 横浜市立よこはま動物園【旭区】

イ 横浜市立野毛山動物園・野毛山公園【西区】

ウ 横浜市立金沢動物園・金沢自然公園【金沢区】

(3) 指定管理期間

平成23年4月1日～平成28年3月31日【5年間】

2 選定経過

2月1日 応募書類配布

3月25日 事業計画書(提案書)受付

4月16日 「横浜市の公園又は公園施設の指定管理者委員会」による1次審査(書類審査)及び2次審査(ヒアリング審査)、選定